

学校法人佐藤学園 ヒューマンキャンパス高等学校 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法の定めに従い、中学校教育の基礎の上に、心身の発達に応じて通信による普通高等教育を施すことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人佐藤学園 ヒューマンキャンパス高等学校という。

(位置)

第3条 本校は、沖縄県名護市字三原263番地に置く。

(課程、学科、収容定員及び修業年限)

第4条 本校の課程、学科、収容定員、修業年限は、次表のとおりとする。

課 程	学 科	収容定員 (人)	修業年限
通信制 (単位制)	普通科	6,000	3年以上

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 学年始休業日 4月 1日から 4月 5日まで

(4) 夏季休業日 7月25日から 8月31日

(5) 冬季休業日 12月22日から 翌年1月 8日まで

(6) 学年末休業日 3月21日から 3月31日まで

(7) 学校創立記念日

2 前項の規定にかかわらず、校長は、別に定めるところにより、前項第3号から6号までの休業日を変更し、休業日を出校日とし、若しくは出校日を休業日に行うことができる。

3 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、学習指導、学習の評価および卒業等

(教育課程)

第7条 本校の教育課程は、学習指導要領に定める基準により、校長が編成する。

(学習指導)

第8条 学習指導は、校長が編成する教育課程に基づき、添削指導、面接指導、試験等の方法により行うものとする。

2 同時履修科目数の限度、科目別履修期間、放送等の利用については、校長が定める。

(連携措置)

第9条 校長は、都道府県教育委員会の指定する技能教育施設（以下「指定技能教育施設」という。）における学習について、連携措置を取ることができる。

(面接等の指導)

第10条 生徒は、本校または協力校と、本校が指定した大学、短期大学、専門学校、指定技能教育施設、国、地方共同体が提供運営する公共施設ならびに校長が、教育上及び安全上支障がないと認めた下記の各号の条件を満たすその他の面接指導実施施設において、面接等の指導を受けることができる。

- (1) 本校が所有もしくは使用可能な施設であること。
- (2) 沖縄県私立高等学校通信制課程の認可に係る審査基準に基づき、教室を設置する。
- (3) 面接指導は、本校の教員が直接行うものとする。
- 2 生徒の学習の補助指導、実習指導の場として「学習センター」を設置する。
学習センターの設置場所は、「別表1」で定める。
- 3 面接指導は、本校のほか、学習センターのうちから、次に定める施設のみにおいて「面接指導実施施設」として行う。
 - (1) 札幌大通学習センター 北海道札幌市中央区大通西 7-2-13 札幌小学館ビル 1F
 - (2) 仙台学習センター 宮城県仙台市青葉区五橋 1-6-6 五橋ビル 6F
 - (3) 新潟学習センター 新潟県新潟市中央区万代 4-1-8 文光堂ビル 8F
 - (4) 東京学習センター 東京都新宿区高田馬場 2-14-17 ヒューマン教育センター第二ビル
 - (5) 横浜学習センター 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町 3-33-8
アーバンセンター横浜ウエスト 1F B1F
 - (6) 名古屋学習センター 愛知県名古屋市中村区名駅南 1-23-17 TOSHIN 笹島ビル 3F
 - (7) 大阪学習センター 大阪府大阪市中央区南船場 4-3-2 ヒュリック心斎橋ビル 9F 10F 11F 12F
B1F
 - (8) 広島学習センター 広島県広島市中区鉄砲町 5-7 広島偕成ビル 9F
 - (9) 福岡学習センター 福岡県福岡市中央区天神 1-16-1 毎日会館 5F
 - (10) 神戸学習センター 兵庫県神戸市中央区三宮町 1-9-1 三宮センタープラザ東館 5F
 - (11) 高松学習センター 香川県高松市寿町 1-1-12 パシフィックシティ高松 6F
 - (12) 鹿児島学習センター 鹿児島県鹿児島市西千石町 17-3 太陽生命鹿児島第2ビル 5階
 - (13) 大宮学習センター 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1丁目 7-5 ソニックシティビル 24F
 - (14) 高知学習センター 高知県高知市はりまや町 1-5-33 土電ビル 6F 7F
 - (15) 熊本学習センター 熊本県熊本市中央区水道町 3-22 第7ロータリービル 3F
 - (16) なんば学習センター 大阪府大阪市浪速区湊町 1丁目 4番1号 大阪シティエアターミナル 3F
 - (17) 秋葉原学習センター 東京都千代田区神田松永町 4番地 1 ラウンドクロス秋葉原 7・8F尚、上記面接指導実施施設の定員については、別表3の通りとする。
- 4 面接指導実施施設に変更がある場合は、学則の変更を行う。
- 5 添削指導について、本校及び面接指導施設において本校の教員が直接行う。
- 6 分校、協力校、他の学校等及び面接指導施設を設置している場合は、在学期間中に1回以上、本校での面接指導を行う。
ただし、校長がやむを得ない事情と認めた場合または生徒に不利益になると判断された場合において、本校スクーリング(面接指導)への参加が免除される。
- 7 次に定める他の学校施設において、一時的な「面接指導施設」と定め、面接指導を行うことができる。
 - (1) 学校法人佐藤学園 大阪バイオメディカル専門学校
 - (2) 学校法人国際総合学園 伝統文化と環境福祉の専門学校
 - (3) 学校法人旭川志峯学院 旭川情報ビジネス専門学校
 - (4) 新潟県立十日町看護専門学校
 - (5) 学校法人 名古屋大原学園静岡校
 - (6) 学校法人向洋学園 宮崎ビジネス公務員専門学校
 - (7) 学校法人智晴学園 専門学校琉球リハビリテーション学院

(学習の評価)

第11条 学習評価の方法は、校長が定める。

(単位の認定)

第12条 校長は、添削指導、面接指導、試験、成果物等の成績を総合判定し、単位修得を認定することができる。

2 校長は、単位修得の認定をした生徒に、単位修得証を交付することができる。

(卒業の認定)

第13条 校長は、卒業に必要な本校所定の全課程を修了したと認めたものについて、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。

2 卒業の時期は、毎年9月と3月とする。

第4章 入学、留学、休学、退学及び転学

(入学資格及び入学時期)

第14条 本校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者又は次の各号のひとつに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (2) 文部科学大臣が中学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が指定した者
- (4) その他、本校において、中学校の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者

2 入学の時期は、毎年4月と10月とする。なお、編入・転入学による随時入学は第21条による。

(教育を行う区域)

第15条 本校の教育は、規定のスクーリングを受け、本校の教育課程に則った学習指導を受けることが可能な区域、国内47都道府県に海外39カ国（中国、台湾、ベトナム、タイ、インドネシア、アメリカ、カナダ、ブラジル、メキシコ、イタリア、イギリス、オーストリア、オランダ、スイス、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、ポルトガル、ロシア、インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、韓国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、フィリピン、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、オーストラリア、ニュージーランド、ペルー、フィジー共和国）の教育区域の生徒を対象に行なう。

(生徒公募の公告)

第16条 生徒募集に関して必要な事項については、校長が定め、毎年あらかじめこれを告示する。

(出願手続き)

第17条 入学志願者は、所定の入学願書に入学志願調査書及び別表の入学検定料を添え、願い出なければならない。

(入学者の選抜及び入学許可)

第18条 校長は、入学志願者に対し、入学者の選抜を行う。

第19条 校長は、前項に規定する入学者の選抜の結果、適当と認められる入学志願者に対し、入学を許可する。

(入学手続き)

第20条 入学を許可された者は、所定の時期までに、保護者又は保証人と連署した誓約書並びに本人及び保護者の住民票を添えて校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、成年に達している者については、誓約書の記載は本人及び保証人のみ、住民票の記載は本人のみとする。
- 3 前二項に定める手続きが、所定の時期までに行われないうちは、入学の許可を取り消すことができる。

(編入学及び転入学)

第21条 校長は本校に編入学または転入学を希望する生徒がある場合は、その事情及び学力を審査した上で、これを許可することができる。

(再入学)

第22条 校長は、退学したものが再入学を願い出た場合は、退学後1年以内であって、その事由が正当であると認められたときに限り、当該生徒を再入学させることができる。

(保護者又は保証人)

第23条 保護者又は保証人は、生徒の一身上の責任を負う者とし、常に学校の行う教育活動に協力しなければならない。

第24条 校長は、保証人を不適当と認めるときは、何時でもこれを変更させることができる。

第25条 保護者又は保証人に変更があった場合は、生徒は速やかに校長に届け出なければならない。

(留学)

第26条 生徒が外国の高等学校へ留学しようとする場合は、校長に留学を願い出ることができる。

2 校長は、前項の願い出が教育上有益と認められるときは、1年以内の期間で留学を許可することができる。

3 その他留学に関する規定については、別に定める。

(休学)

第27条 生徒が、病気その他やむを得ない事由のため3ヶ月以上出校することができない場合は、その事由を具し、保護者又は保証人と連署した休学願いを校長に提出して、願い出ることができる。ただし、病気による場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 校長は、前項の願い出が正当なものと認められるときは、通算3年以内の期間で、休学を許可することができる。

(復学)

第28条 休学中の生徒が、休学期間内に復学しようとするときは、その事由を具し、保護者又は保証人と連署した復学願いを校長に提出して、その許可を受けなければならない。ただし、休学が病気による場合は、医師の回復診断書を添えるものとする。

(退学)

第29条 生徒は、退学するときには、校長の許可を受けなければならない。

(転学)

第30条 生徒が他の高等学校に転学しようとするときは、事由を具し、保護者又は保証人と連署した転学願いを提出して、校長に願い出てその許可を受けなければならない。

2 その他、転学については、別に定める。

(出校停止)

第31条 校長は、面接指導、学校行事等の実施にあたり、法定伝染病にかかった者に対して出校停止を命ずることができる。

第5章 生徒納付金等

(生徒納付金)

第32条 本校の入学金、授業料及び諸経費等は、別表2のとおりとする。

2 授業料及び諸経費は、本校に在籍する間は、入学時及び年度の初めに該当年度分を全納しなければならない。

但し、特別の事情がある場合は、所定の手続きの上、分割納入を認めることがある。

また、休学中の生徒の納付金は、教育運営費として施設費のみとする。

- 3 既納の生徒納付金は返還しない。ただし特別な事情があると校長が認めたときは、全部又は一部を返還することができる。

(生徒納付金の免除)

第33条 校長は、生徒に特別な事情があるときは、別に定めるところにより、授業料及び諸経費の全部又は一部の納入を免除することができる。

(滞納)

第34条 校長は、生徒が正当な事由もなく、かつ、所定の手続きを行わず、授業料を3ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないと認めた時は、その生徒を本校の学籍から除籍することができる。

(物品の弁償)

第35条 校長は、生徒が、本校、協力校、指定技能教育施設、面接指導実施施設の校舍、及びその他の面接指導施設若しくは校有物品を損傷又は紛失した場合には、その情状により、その全部若しくは一部を弁償させることができる。

第6章 賞罰

(表彰)

第36条 校長は、学業、人物、そのほかに優れ、ほかの模範と認められる生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第37条 校長及び職員は、教育上必要があると認めるときは、生徒に対して懲戒を加えることができる。

2 生徒に対して行う懲戒のうち、退学、停学及び訓告の処分は、校長がこれを行う。

3 前項に規定する退学の処分は、次の各号に該当する生徒に対して行うことができる。

(1) 学力劣等で、成業の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由が無く、学習指導に定める科目の履修が常でない者

(3) 素行不良などで学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

第7章 職員組織

(職員)

第38条 本校に、校長、教頭、教諭、事務長及び事務職員を置く。

2 本校には、前項に掲げる職員のほかに、必要な職員を置くことができる。

第8章 補則

(委任)

第39条 この規則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付則

1 この学則は、平成 26年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、平成 28年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、平成 29年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、平成 29年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、平成 30年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、平成 31年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 元年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 2年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 2年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 3年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 3年 10月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 5年 4月 1日から施行する。

付則

1 この学則は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表2-2 教育課程表

教科	科目	必修履修	単位数	面接指導時数	添削指導回数
国語	現代の国語	◎	2	2	6
	言語文化	◎	2	2	6
	論理国語		4	4	12
	文学国語		4	4	12
	●文学の国語		2	2	6
	国語表現		4	4	12
	古典探究		4	4	12
地理・歴史	地理総合	◎	2	2	6
	地理探究		4	4	12
	歴史総合	◎	2	2	6
	日本史探究		4	4	12
	世界史探究		4	4	12
公民	公共	◎	2	2	6
	倫理		2	2	6
	政治・経済		2	2	6
数学	数学Ⅰ	◎	4	4	12
	数学Ⅱ		4	4	12
	数学Ⅲ		3	3	9
	数学A		2	2	6
	数学B		2	2	6
	数学C		2	2	6
理科	科学と人間生活	※印参照	2	8	6
	物理基礎		2	8	6
	物理		4	16	12
	化学基礎		2	8	6
	化学		4	16	12
	生物基礎		2	8	6
	生物		4	16	12
	地学基礎		2	8	6
保健体育	体育	◎	7	35	7
	保健	◎	2	2	6
芸術	書道Ⅰ	○	2	8	6
	美術Ⅰ	○	2	8	6
外国語	英語コミュニケーションⅠ	◎	3	12	9
	英語コミュニケーションⅡ		4	16	12
	英語コミュニケーションⅢ		4	16	12
	論理・表現Ⅰ		2	8	6
	論理・表現Ⅱ		2	8	6
	論理・表現Ⅲ		2	8	6
	●英語検定	◎	4	16	12
家庭	家庭基礎	○	2	4	6
	家庭総合	○	4	8	12
情報	情報Ⅰ	◎	2	4	6
	情報Ⅱ		2	4	6
理数	理数探究基礎		1	2	2
	理数探究		2	4	4
◇総合的な探究の時間		◎	3~9	3~9	3~9

◎は必修。○印は選択必修で口の中から一つ選択。

※は「科学と人間生活」を含む2科目又は基礎を付した科目を3科目を選択。

●印は学校設定科目

注：特別活動は毎年10時間行うものとする。「体育」は3年間分を記載。